

(平成24年8月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和46年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月31日から同年9月1日まで

昭和40年4月にA社に入社して以来、一度も退職することなく定年まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録に1か月の空白があるのはおかしい。

調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録、申立人と同様にA社からC社に出向した複数の同僚の証言、及びB社の回答から判断すると、申立人は、A社及びその関連会社に継続して勤務し(昭和46年9月1日にA社本店から関連会社であるC社に出向)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和46年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和46年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月から 62 年 3 月まで

昭和 58 年 3 月に会社を退職したのを契機として、実家の両親が A 市において国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間について未納とされているが、両親の性格を考えると保険料を納付しないとは考えられないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市において両親が昭和 58 年 3 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料を納付してくれていたはずであると主張している。

しかしながら、改製原戸籍の附票によると、申立人に係る住民票は、B 市において昭和 44 年 10 月 15 日に職権消除された後に、C 市 D 区に、次に A 市に異動していることが確認できるところ、国民年金被保険者台帳の住所欄には B 市の住所のみが記載され、58 年 11 月に同市を管轄する社会保険事務所（当時）から社会保険庁（当時）に不在被保険者として進達した記載も確認できることから、B 市は当該職権消除に伴って、申立人の国民年金記録について不在被保険者としたものと推認でき、その後、国民年金記録において申立人の住所は把握できなかったものと考えられる。

また、申立人は、C 市 D 区及び A 市において、住民票の異動に係る手続は行ったものの、それとは別に行うべき国民年金の手続は行っていなかったものと推認され、申立期間当時の住民票上の住所地である A 市においては、申立人に対して国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたとする申立人の両親は既に死亡しているため、申立期間当時の保険料納付の状況等が

不明である。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から同年 12 月まで

平成 2 年 3 月に結婚した後に国民年金保険料を払っていないことを知り、そのことを実家の父に話したところ、父が国民年金の資格取得手続きをしてくれ、結婚前の昭和 62 年 4 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料をまとめて納付してくれた。昭和 63 年 1 月以降は納付済みとなっているが申立期間について未納とされているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 2 年 3 月に婚姻した後に父が国民年金の資格取得手続きを行い国民年金保険料を納付したとしているところ、A 市の国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金の資格取得手続きは同年 4 月 17 日に行われ、昭和 62 年 4 月 1 日に遡って被保険者資格を取得したものと考えられる。

また、国民年金の資格取得手続きを行った時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できないことから、納付可能な昭和 63 年 1 月以降の国民年金保険料を納付したものと考えられる。

さらに、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする申立人の父は高齢のため申立人の国民年金保険料の納付状況について確認することができず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。